

県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2019/2020 年度第 6 号 2020 年 8 月 7 日発行

◆7 月 15 日に副理事長交渉を行いました

6 月 5 日付で県大教から理事長宛に提出していた次の 2 つの要求書、

I 「滋賀県立大学法人職員（事務職員）を対象とした人事評価制度の給与への反映提案に反対する要求書」

II 「新型コロナウイルス感染症に関する滋賀県立大学の対応について改善を求める要求書」

に答える形で、7 月 15 日に副理事長交渉が行われました。それぞれへの回答とそこでなされた議論について、以下にまとめて示します。



I 法人事務局職員に対する人事評価制度の給与への反映について～今年度導入が見送られました！～

法人事務局職員への人事評価制度の給与反映について、大学側は今年度後半からの導入を提案していましたが、県大教が要求書の中で指摘したさまざまな問題点が解決されていないことに加え、本提案は現行の特別昇給制度の廃止がセットとなっていることが明らかになりました。これは重要な労働条件の変更であり、県大教からは改めて問題点を指摘するとともに、コロナ対応で大変なこの時期に無理に導入する必要がないことなどを強く訴えました。その結果、副理事長から「特別昇給の制度は守っていか

なくてはならないし、その思想は大事にしたい。決して職員間に差をつける制度にするつもりではない」と回答があり、「もう少し継続して組合と話し合いたい」と回答がありました。その後、大学側から「本制度の導入時期については来年 4 月としたい」と回答がありました。

II 新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症に関する本学の対応について

要求書の要求事項は下に示すとおりでした。

交渉では、副理事長からは、今回のような事態は「初めてのこと」という弁明の表現が繰り返されるばかりで、県大教側が指摘する具体的な問題に真摯に向き合い、改善していこうという姿勢はあまり感じられませんでした。議論の詳細は後日お伝えすることとし、本号では、とりわけ早急に情報共有したほうがよいと思われる事項に絞って示します。

【要求事項】

1. COVID-19 感染症への対応に関する議論と意思決定の透明化をはかること。
2. COVID-19 感染症ならびに遠隔授業に関連した学生支援策を実施すること。
3. 遠隔授業実施のためのシステムを強化し、ICT 環境の整備を進めること。
4. 遠隔授業における教育の質を担保するため、業務量に見合った人員配置や体制を早急に強化すること。
5. 学内の専門的知見にもとづいた COVID-19 対策を講じること。

1. 5 月 22 日の滋賀県議会臨時会議で決定した補正予算「新型コロナウイルス感染症対策環境整備等補助金」の執行について

この補正予算は、①「学生に対する貸出用パソコン、モバイルルーターの購入」に 650 万円、②「学内ネットワークの拡張」に約 1,000 万円となっています。以下、それぞれについて見ていきます。

① 「学生に対する貸出用パソコン、モバイルルーターの購入」(約 650 万円) について

現時点での貸与実績を尋ねました。すると驚くべきことに、7月15日時点での貸与実績は10名にすぎないということでした。

そもそもこの予算は、貸与対象を70人として積算されていたのですが、その積算根拠は、4月に実施された調査の結果だとして、端末等の保有状況(スマートフォンが97.7%、ノートパソコンが85.5%、タブレット端末が17.0%、デスクトップパソコンが11.9%)の調査結果を今回初めて学内で公表しました(前号既報のとおり、県議会では7月3日の知事答弁で公表されています)。しかし、この調査の回答率や、その後2度目に行われた調査結果については言及されず、対象を70人とした根拠の十分な説明はなされませんでした。

本予算に関連して、7月3日の県議会で知事は「大学に早期執行を求めた」と述べています。ところが5月22日の臨時会議で予算が決まってから、学生への貸出の呼びかけが始まるまでに約1か月を要しました。しかも授業料減免対象者、第1種奨学金貸与者など対象を厳しく絞ったために、PCやルーターの貸与を必要としていた学生のうち、たった10人にしか支援がいきわたらず、せっかくなつた70人分の補正予算すら有効に活用されなかったことは極めて重大な問題です。

② 「学内ネットワークの拡張」

前号既報のとおり、この補正予算に関する7月3日の滋賀県議会定例会議の質疑において、県の総務部長が「これはあくまでも先生方がライブ配信をするための、遠隔授業を円滑に進めるための学内ネットワークを拡張する費用でございます」と答弁しています。交渉では、これを読み上げて、総務部長の答弁に間違いがないかを問い質しました。

副理事長から、総務部長が議会で何を述べたのかは知らないとしつつ、これは当初より教職員が在宅勤務時に学外から学内のネットワークにSSL-VPN接続する回線を拡張するための予算であるとの説明がなされました。

つまり、この補正予算の約6割を占める、約1000万円はライブ授業等、遠隔授業の環境整備に資する目的には全く使われないということが改めて確認されました。

この補正予算の県議会での説明は「滋賀県立大学が行う遠隔授業の環境整備等に要する費用に対し、補助金を交付する」となっていることから、問題が大きいと言わざるを得ません。

2. 後期に遠隔授業となったときのための環境整備について

新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、後期にも一部または全部の授業を遠隔で行わざるを得なくなると予想される中、後期の遠隔授業の実施体制についてどの程度検討がなされているのかを問いました。とくに、ライブ授業が行えるようなネットワーク環境整備には予算と時間がかかると思われるが、後期に間に合わせるような検討が進んでいるのかと問いました。

これに対し、副理事長は、これから前期の振り返りをし、その後に検討するので後期には間に合わないという趣旨の回答をしました。

◆前期の遠隔授業に関する教員アンケートを実施しますのでご協力をお願いします！

以上のように、7月15日の交渉で、副理事長は後期に向けて前期の振り返りをすると言いました。しかし、そのための教職員や学生への調査が、いつ、どのように行われるのかはわかりません。

そこで、県大教では、前期の遠隔授業を踏まえて、後期にも遠隔授業を行う場合に改善すべき点は何なのかを把握するために、教員を対象にアンケートを実施し、それを踏まえて大学に要望していきたいと思っております。下記よりご回答にご協力をよろしくお願い申し上げます。なお、非常勤講師の先生方にもご回答いただきたいと考えておりますが、県大教として連絡手段がございません。お心当たりの非常勤講師の先生方に転送いただけましたら幸いです。

遠隔授業に関するアンケート

<https://forms.gle/UkeFLYL5TnWyHfUr8>

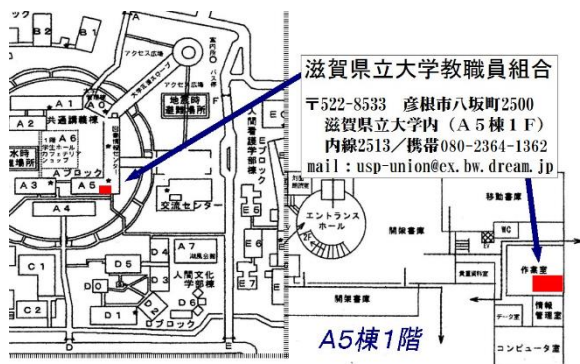
回答期限：8月17日（月）

◎役員会議について

県大教の役員会議には役員以外の組合員の方も参加できます。ご意見、ご興味のある方はぜひお気軽にご参加ください。また、いつでも組合の活動に対するご意見、お問い合わせを受け付けていますので、下記アドレスまでご連絡ください。

◎組合室について

組合室の場所は下図のとおりです。



発行：滋賀県立大学教職員組合（県大教）

〒522-8533

滋賀県彦根市八坂町 2500 滋賀県立大学内

滋賀県立大学教職員組合員室

TEL: 内線 2513 / 携帯: 080-2364-1362

e-mail: usp-union@ex.bw.dream.jp

Web: <http://www.ex.biwa.ne.jp/~usp-union/>

Facebook:

<https://www.facebook.com/USPunion/>

